#### 特集 福島復興の現状と課題

## 原子力災害の復興計画と防災・減災都市計画

―福島復興政策の展開と福島復興の到達点を踏まえて―

福島大学 教授 川﨑 興太 かわさき こうた

#### 1. 福島原発事故から10年後の福島

2011年3月11日に、東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う津波の影響によって、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「福島原発事故」)が発生した。これまで政府は、2020年度までの10年間を復興期間と位置づけ、この10年間で福島原発事故からの復興を果たすとの方針のもとに、除染やインフラの復旧・再生をはじめ、さまざまな復興政策を構築し実施してきた。

2021年3月11日で福島原発事故が発生してから10年が経過した。空間放射線量は大幅に低減し、避難指示は帰還困難区域を除いて解除され、公式統計上の避難者数は16万人から4万人まで減少した。東京電力による損害賠償の支払いが進み、新たな産業基盤の構築をめざす福島イノベーション・コースト構想に基づく事業が進展し、再生可能エネルギーが普及し続けている。こうした側面を捉えて、福島の復興の前進と評価されることがある。

しかし、それは速断である。そもそも、被災者 の避難や不安の原因となった原発事故そのものが 収束しておらず、放射能汚染が解消したわけでは ない。避難指示が解除された地域でも、生活環境 が再生したわけではない。福島県の内外に避難し 続けている方、避難指示の解除後に帰還した方、 福島県で暮らし続けてきた方など、それぞれの方 が生活や生業の面での困難を抱えて暮らしている。 震災関連死の死者数や震災関連自殺者数が増え続 けており、被害の回復や損害の賠償を求める集団 訴訟が30件以上提訴されている。福島は、必ずし も復興しつつあるとはいえない状況にある。

#### 2. 福島復興政策の展開

大量の放射能が広範囲に拡散した原発事故の先例としては、チェルノブイリ原発事故が存在する。福島原発事故は、チェルノブイリ原発事故と同様に、国際原子力事象評価尺度(INES)で最も深刻な「レベル7」に相当する事故と評価されている。

しかし、原発事故後に実施された政策は対照的である。すなわち、旧ソ連諸国では移住を基本とする政策が実施されたが、わが国では帰還を基本とする政策が実施された。わが国の帰還を基本とする政策とは、除染の実施とインフラの復旧・再生を通じて避難指示を解除することで、避難者が帰還することが可能な法的・制度的な状態を創出し、避難者という存在を消滅させる政策である¹゚。以下では、2020年度までの10年間における福島復興政策の展開について、4つの時期に区分しながら整理する(図1)²゚。

## (1) 2011年3月~12月:福島復興政策の構築に向けた胎動

福島原発事故の発生直後に、菅首相は、原子力 災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言 を発出するとともに、福島第一原発から半径 20 キロメートル圏内に避難指示、半径 20~30 キロメ

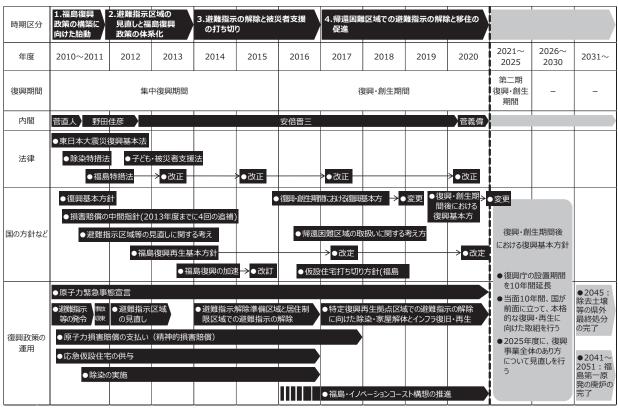
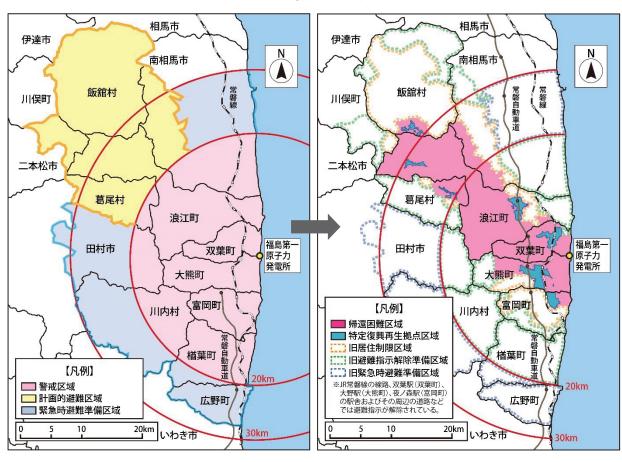


図1 福島復興政策の展開



2011年4月22日時点

2020年3月10日時点

図2 避難指示区域の変遷

一トル圏内に屋内退避指示を発令した。その後、2011年4月に、半径20キロメートル圏内は警戒区域に、警戒区域を除く放射線量が年間20ミリシーベルトを超える地域は計画的避難区域に、警戒区域と計画的避難区域を除く半径30キロメートル圏内は緊急時避難準備区域に指定された(図2)(1)。半径30キロメートル圏内には12市町村が存在するが、そのうちの9市町村は、住民のみならず、役場も自市町村外に避難することを余儀なくされた(2)。

避難指示区域は、少なくとも公式・公開の場では自治体や住民の意見を十分に聞くことなく、年間20ミリシーベルトを基準として指定されることになった。年間20ミリシーベルトという基準値は、チェルノブイリ原発事故の被災地における移住・避難基準に比べるときわめて高く(図3、図4)30450、また、福島原発事故の発生前における一般公衆の被曝線量限度は年間1ミリシーベルトであったので、その正統性/正当性が問題視され続けることになった。

東日本大震災と福島原発事故からの復興に向けて最初に立法化されたのは、2011年6月に公布・施行された東日本大震災復興基本法である。同年7月には同法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、「東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本」、「復興期間は10年間」、「10年間の復旧・復興対策の規模(国・地方の公費分)については、少なくとも23兆円程度」といった方針が定められたが、原子力災害からの復興に関しては政策的な枠組みが固まっておらず、早急にこれを構築するとの方向性が示されたのみであった。

だだし、同基本方針では、除染を起点かつ基盤とする復興というスキームが提示されており、翌月の8月には、除染の根拠法となる放射性物質汚染対処特措法<sup>(3)</sup>が公布・一部施行(2012年1月に全面施行)されることになった。

# (2) 2011年12月~2014年3月:避難指示区域の見直しと福島復興政策の体系化

2011 年 12 月に、野田首相は、原子炉は低温停止状態に達し、発電所の事故そのものは収束に至ったとの「事故収束」宣言を行った<sup>(4)</sup>。これによって、避難を強いる理由の一つは消滅することになった。

もう一つの理由である放射能汚染の対処に関す る方針を示したものが、原子力災害対策本部が事 故収束宣言の直後に決定した「ステップ2の完了 を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関 する基本的な考え方及び今後の検討課題について」 である4。これは、警戒区域の解除と避難指示区 域の見直しに関する基本的な考え方を示したもの であり、避難指示区域については、避難指示解除 準備区域(年間積算線量が20ミリシーベルト以 下)、居住制限区域(同 20 ミリシーベルト超 50 ミリシーベルト以下)、帰還困難区域(同50ミリ シーベルト超) に見直すものとし、また、避難指 示の解除の要件として、①年間積算線量が20ミリ シーベルト以下になることが確実であること、② 生活インフラ・サービスがおおむね復旧し、除染 作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民 と十分に協議することを定めた。「復興=避難指示 の解除=避難者の消滅」という図式の誕生である。

福島原発事故の発生直後の緊急時被曝状況において避難指示の発令の基準値として設定された年間20ミリシーベルトは、現存被曝状況に移行した際の避難指示の解除の基準値に変容することになり、福島復興政策において、一般公衆の被曝線量限度である年間1ミリシーベルトという基準値は、除染の長期的な目標としての意味しか持たないものとされた<sup>7)</sup>。その背景には、避難者数を減少させ、賠償金を圧縮させる意図があったといわれている。

「復興=避難指示の解除=避難者の消滅」という図式の法的基盤を構築したのは、福島原発事故が発生してから1年後の2012年3月に公布・施行された福島復興再生特別措置法(以下「福島特措法」)である。福島特措法において、原子力災害か

チェルノブイリ原発事故の被災地 (ロシア連邦チェルノブイリ法の規定)				福島原発事故の被災地						
				辞	帰還困難区域	長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域	ν.			
<b>神外ゾーン</b>	チェルノブイリ原発周辺30キロメートルゾー	義務的移住	ŝ	難指示区	居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域	義務的避難			
<b>味が</b> フーン	ンおよび1986年と1987年に放射線安全基準に 従って住民の避難が行われた地域				避難指示解 除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域				
退去対象地	セシウム137濃度40キュリー/平方キロメートル以上または実効線量5ミリシーベルト/年を超える									
域	セシウム137濃度15キュリー/平方キロメート ル以上40キュリー/平方キロメートル未満	移住		(陸)	離指示区域外	年間積算線量が20ミリシーベルト以下の	避難権			
移住権付居	セシウム137濃度5キュリー/平方キロメートル 以上15キュリー/平方キロメートル未満、か つ、実効線量1ミリシーベルト/年を超える	権付与		ALT:	(四百八) (四次)	地域	なし			
住地域	セシウム137濃度5キュリー/平方キロメートル 以上15キュリー/平方キロメートル未満、か つ、実効線量1ミリシーベルト/年以下	移住								
特恵的社会 経済ステー タス付居住 地域	セシウム137濃度1キュリー/平方キロメートル 以上5キュリー/平方キロメートル未満、か つ、実効線量1ミリシーベルト/年以下	権なし								

資料:尾松亮 (2013) 『3・11とチェルノブイリ法-再建への知恵を受け継ぐー』東洋書店、219頁 原子力災害対策本部 (2011) 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び 今後の検討課題について」

#### 図3 チェルノブイリ原発事故の被災地と福島原発事故の被災地における移住・避難に関する基準

	区域の定義	区域の運用								
			具体的な運用							
		基本的な運用			○:活動が可能 △:要件を満たせば活動が可能 ※:活動が不可能					
		<b>选</b> 平中7小理用		自宅等で の宿泊	特例宿泊	ふるさとへ の帰還に 向けた準 備のため の宿泊	新たな企 業・事業 活動の開 始	既存企 業・事業 者の再開	営農·営 林	
帰還困難区域	経過してもなお、年間積算線 量が20ミリシーベルトを下回ら ないおそれのある、現時点で 年間積算線量が50ミリシーベ	●区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。 ●例外的に、可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。	×	×	×	×	×	×	×	
居住制限区域	ルトを超えるおそれがあり、住 民の被ばく線量を低減する観 点から引き続き避難を継続す	●基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う。 ・ 例外的に、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、 通過交通、公共目的の立入り(インフラ復旧、防災目的など)などを認める。	0	×	0	Δ	Δ	Δ	×	
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	●主要道路における通過交通、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。 ●事業所の再開、営農の再開について、公共インフラの 復旧状況や防災・防犯対策などに関する市町村との協 議を踏まえ、柔軟に認める。 ●立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射 線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。	0	×	0	0	0	0	0	

資料:原子力災害対策本部(2011)「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」 内閣府原子力被災者生活支援チーム(2013)「帰還困難区域について」 らの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再 生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再 生のための特別の措置、原子力災害からの産業の 復興及び再生のための特別の措置などが定められ た。

実際に避難指示区域の見直しが始まったのは2012年4月からであるが、避難指示区域の種類と損害賠償の基準が直接的にリンクされたこともあって、自治体や住民との合意形成が難航し、政府が避難指示を発令した11市町村のすべてにおいて見直しが完了したのは2013年8月であった。この間に、安倍政権が発足する。2013年3月には福島復興再生総括本部が「早期帰還・定住プラン」を公表し、近い将来における避難指示の解除を見据えて、インフラ・生活関連サービスの復旧・再開を速やかに進め、避難住民の帰還・定住を加速するものとした8。

避難指示区域の見直しが完了した翌月の 2013 年9月に、2020年に東京オリンピックが開催され ることが決定し、「復興=避難者の消滅」に向けた 勢いが増していった。原子力災害対策本部は、同 年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向 けて」を決定し、「早期帰還支援と新生活支援の両 面で福島を支える」、具体的には、帰還困難区域等 からの避難者に対する避難先での住宅確保のため の賠償の追加によって避難者に帰還か移住かの決 断を促した<sup>9)</sup>。帰還一辺倒ではなく、新たに移住 という選択肢を設けることによって、また、住宅 の自力再建が困難な避難者などに対しては同時並 行的に計画されていた復興公営住宅という選択肢 を設けることによって(5)、「復興=避難者の消滅」 という福島復興政策の中心的な課題を早急に解消 しようとしたのである。

その直後に、原子力損害賠償紛争審査会が「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」を公表した <sup>10)</sup>。これによって、住宅確保に係る損害賠償の追加、避難費用と精神的損害に関する賠償の追加などが行われ、福島復興政策

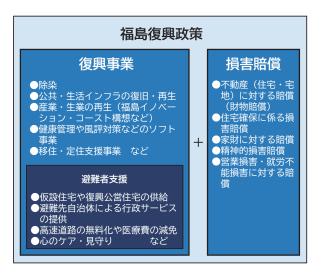


図5 福島復興政策の体系

が体系化されることになった(図5)(6)11)12)。

## (3) 2014年4月~2017年3月:避難指示の解除と被災者支援の打ち切り

避難指示区域の見直しが始まってから2年後の2014年4月に、初めて避難指示の解除が田村市都路地区で行われた。これ以降、その他の市町村でも次々と避難指示の解除が進められていった。

原子力災害対策本部は、2015年6月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂した<sup>13)</sup>。避難指示解除準備区域と居住制限区域については、福島原発事故が発生してから6年後にあたる2017年3月までに避難指示を解除する、同時に、避難指示解除準備区域と居住制限区域における精神的損害賠償については、避難指示の解除から1年後にあたる2018年3月をもって打ち切るとの方針を示した。避難指示が解除されれば避難者ではなくなるのだから、賠償を打ち切るということである。この改訂の直後に、福島県は「応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について」を公表し、2017年3月で自主避難者に対する応急仮設住宅の無償提供を終了するとの方針を示した<sup>14)</sup>。

2016年3月には、「『復興・創生期間』における 東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定 され、帰還困難区域を除くすべての地域で除染を 2017年3月までに完了させるとの方針が示される 一方で、福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとの方針が示された<sup>15)</sup>。こうして、国と福島県が歩調をあわせて、2017年3月をもって、帰還困難区域を除く地域で除染を終了させると同時に避難指示を解除し、自主避難者への仮設住宅の無償提供を打ち切ることで、帰還困難区域からの避難者を除いて避難者という存在を消滅させ、そして、2018年3月で精神的損害賠償を打ち切るという福島復興政策の大転換が行われることになった。

残った課題は、帰還困難区域における避難指示の解除であるが、これについては2016年8月に方向性が示された。すなわち、原子力災害対策本部・復興推進会議は、復興大臣が2014年8月に公表した「大熊・双葉ふるさと復興構想ー根本イニシアティブー」における基本的な考え方を継承した「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を公表し(7)16)17)、帰還困難区域において除染とインフラ復旧・再生を行い、5年後を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることをめざす復興拠点を整備する、また、将来的には帰還困難区域の全域の避難指示を解除するという方針を示した。

## (4) 2017年4月~2021年3月:帰還困難区域での避 難指示の解除と移住の促進

2017 年 4 月以降の福島復興政策の展開は、「復 興=避難者の消滅」という観点からは、それ以前 の政策の延長線上にある。2017 年 5 月に福島特措 法が改正され、帰還困難区域での避難指示を解除 するための特定復興再生拠点区域計画制度の創設 のほか、福島イノベーション・コースト構想の法 定化などが行われた。特定復興再生拠点区域計画 については、2017 年 9 月から 2018 年 5 月にかけ て、帰還困難区域が指定されている 7 市町村のう ちの 6 市町村において認定され、2022 年から 2023 年にかけての避難指示の解除が予定されることに なった。また、2020 年 3 月には、双葉町の避難指 示解除準備区域において避難指示が解除され、政 府が避難指示を発令した 11 市町村のすべてにお いて、帰還困難区域を除いて避難指示が解除されることになった。他方、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域については、避難指示の解除に関する具体的な方針は示されていない<sup>(8)18)</sup>。

復興・創生期間の終了間際には、復興・創生期間後も復興庁の後継組織を設置するという方針が提示されるとともに<sup>19)</sup>、移住の促進という新たな方針が提示されることになった。その背景には、避難指示が発令された地域においては、避難指示が解除された後にも住民の帰還が進まず、帰還の促進のみでは地域の復興・再生を実現することが困難であると認識されるようになったことが挙げられる。2019年12月に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」では、移住の促進によって福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むとの方針が掲げられ<sup>20)</sup>、2020年6月における福島特措法の改正を経て、2021年3月には交付金によって移住を促進するとの方針が示されることになった<sup>21)</sup>。

## 3. 福島復興の到達点

福島原発事故が発生してからの福島復興政策の展開は以上の通りであるが、2020 年度までの 10年間において、東日本大震災および福島原発事故からの復興に投じられてきた予算は約 39 兆円 (9)22)、東京電力によって支払われた損害賠償額は約 10 兆円となっている。

以下では、福島復興政策が展開されてきた結果としての福島復興の到達点について確認する。

### (1) 事故収束 (廃炉・汚染水対策)

水素爆発によって大量の放射能を拡散した福島第一原発については、原子炉の冷温停止状態を達成した後に、使用済み燃料プールからの燃料の取り出しのための準備が進められているとともに、燃料デブリの取り出しに向けた調査が実施されている。廃炉の完了は2041年~2051年が目標とされているが<sup>23)</sup>、通常の廃炉作業でも30~40年程度の時間が要されているところ、世界的にも前例のない燃料デブリの取り出しをはじめ、難易度が

きわめて高い取り組みが必要となることなどから、 その実現可能性は低いと評価されることがある。

また、燃料の冷却水は、多核種除去設備 (ALPS)で処理した後に、福島第一原発の敷地内に整備されたタンクに保管されている。しかし政府は、2021年4月に、福島原発事故が発生してから試験操業を余儀なくされてきた漁業関係者をはじめ、さまざまな関係者が反対するなかで<sup>(10)</sup>、2年後をめどに汚染処理水を海洋放出することを決定し、今後、海水のモニタリングや風評被害対策を強化するものとしている。

#### (2) 放射能汚染

放射能汚染状況は、福島原発事故の発生直後と 比べると、全体としては大幅に改善している。例 えば、福島第一原発から80キロメートル圏内の地 上1メートル高さの空間線量率は、平均で約8割 低減している<sup>24)</sup>。もっとも、これは除染の効果と いうよりも、放射能の自然減衰によるところが大 きい。

除染は、2018年3月末にすべての市町村において、帰還困難区域を除いて完了になった。しかし、この除染の完了は、福島原発事故の発生に伴う放射能汚染問題がすべて解消したことを意味するものではない。確かに、放射能汚染状況は大幅に改善したものの、福島原発事故の発生前の状況にまで原状回復したわけではないことはもとより、避難指示が解除された地域を中心に、一般公衆の被曝線量限度とされてきた年間1ミリシーベルトを超える地域が広く存在する。また、福島県の県土面積の7割を占める森林は、被曝線量に影響を与えないという理由から除染の対象外とされ、ほとんど手つかずのままになっている(図6)。河川や水路なども同様の理由から除染の対象外とされ、ほとんど手つかずのままになっている。

除染に伴って発生した除去土壌等については、 福島県内の各地域に整備された仮置場や除染現場 から、主として双葉町と大熊町に整備されつつあ る中間貯蔵施設(約1,600ha)に搬出されており、 2021年度までに搬出がおおむね完了する予定で



注:赤い実線の部分および赤い破線で囲まれた部分が除染の実施箇所である。除染が実施されたのは、住宅の4軒およびその住宅周辺の生活圏森林、道路の2本である。ただし、この図の手前の部分は大波城址であり、厳密に言えば、除染ボランティアによって落葉の除去などが行われたが、これは例外的な事例であるので、ここでは典型的な除染実施箇所を示すために、色を塗っていない。なお、大波地区では、農地については、効果がないとの住民の意見に基づき、樹園地を除いて、除染が実施されていない。

## 図 6 福島市大波地区の大波城址周辺における除染実 施箇所

ある。中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等については、法律上、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として規定されている(11)。この2045年までの県外最終処分の完了を実現するために、政府は除去土壌等の減容化・再生利用に向けた取り組みを進めているが、再生利用によって汚染土壌を再分散させることに住民の理解を得るのは困難な状況である<sup>25</sup>)。

#### (3) 避難と帰還

福島原発事故の発生に伴って、避難指示区域内からのみならず、避難指示区域外からも、原発事故や放射能汚染に対する恐怖や不安から、多くの住民が避難することを余儀なくされた。避難者数は、公式統計上は2012年6月に16万4千人でピークを迎えたのちに減少しはじめ、2021年3月には3.5万人まで減少している<sup>26)</sup>。県内避難者は7千人、県外避難者は2.8万人であり、県外避難者は全46都道府県に存在する。

ただし、このような避難者数の推移は、必ずし も実態を反映したものではない。一つは、統計漏 れの問題がある<sup>27)</sup>。例えば、避難指示区域外から 避難した住民は、政府が運用する全国避難者情報 システムに登録しない限り、避難者数にカウント されない仕組みとなっている。もう一つは、統計 方法の問題がある。例えば、避難者が避難先で自 宅を建てたり購入したりすると、避難者としてカ ウントされなくなってしまう。このために、双葉 町では全町避難が続いているにもかかわらず、避 難者数が死亡者数や転出者数を大幅に上回って減 少していることになっている<sup>(12)</sup>。

公式統計上の避難者数にはこうした問題があるので注意が必要であるが、それでも避難者が減少している要因の一つとしては、避難指示の解除が挙げられる。先述の通り、福島原発事故の発生後に政府が11市町村に発令した避難指示は、2020年3月までに帰還困難区域(山手線の内側面積の約5倍の337平方キロメートル)を除いて解除されている。また、帰還困難区域においても、避難指示を解除し、居住を可能とする特定復興再生拠点区域が定められた地域(帰還困難区域の8%)については、除染と生活インフラの復旧・再生が進められており、2022年から2023年にかけて避難指示が解除される予定である。

しかし、避難指示が解除された地域において、住民の帰還が円滑に進んでいるというわけではない。表1は、2021年3月時点における避難指示が解除された地域での住民の帰還動向を整理したものである。全体的には、住民登録数が約6万人、避難元居住者数約1万5千人であり、帰還率(厳密には避難指示解除後に転入した者などが含まれるので「居住率」)は全体的には25%である。帰還率は避難指示の解除時期によって大きく異なっているが、全町避難となり、避難指示の解除が遅かった浪江町と富岡町では10~20%程度にとどまっている。

また、帰還者の多くは高齢者であり、子育て世代は避難先で生活基盤が確立されていることのほか、放射線被曝に対する不安が残っていること、 雇用の場が限られていることなどから、きわめて少ない。避難指示解除地域では、小・中学生の生 徒数の激減に伴って、多くの学校が休校・閉校に なっている。

なお、先述の通り、福島原発事故の発生に伴って、9 市町村は役場機能を自市町村外に移動させたが、双葉町を除いて避難指示の解除とあわせて自市町村内に戻している。

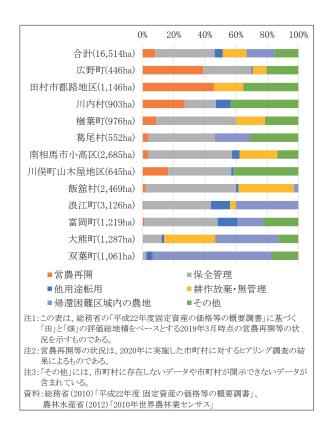
表 1 避難指示解除地域の人口(2021年3月1日時点)

	避難指示の 解除時期	住民登録 (人)	避難元 居住者(人)	避難元 居住率(%)
田村市 都路地区東部	2014年4月1日	256	215	84%
川内村東部	2014年10月1日、 2016年6月14日	277	126	45%
楢葉町	2015年9月5日	6,771	4,050	60%
葛尾村	2016年6月12日	1,276	432	34%
南相馬市 小高区など	2016年7月12日	7,686	4,305	56%
川俣町 山木屋地区	2017年3月31日	722	342	47%
飯舘村	2017年3月31日	4,972	1,481	30%
浪江町	2017年3月31日	13,831	1,596	12%
富岡町	2017年4月1日	8,896	1,585	18%
大熊町	2019年4月10日	10,238	860	8%
双葉町	2020年3月4日	5,773	0	0%
合計	_	60,698	14,992	25%

注:この表は、2021年3月に実施した市町村に対するヒアリング調査の結果を整理したものである。

### (4) 生業・産業

福島県商工会連合会が2018年8月から9月にかけて実施したアンケート調査の結果によると、商工業事業者の再開状況は、全体的には、「休業中」が34%、「避難先で再開」が32%、「避難元で再開」が31%、「震災前事業を廃業し別事業」が3%である280。ただし、これも避難指示等の解除時期によって大きく異なっており、避難指示の解除時期が遅かった浪江町や富岡町などでは「休業中」が50%程度、「避難元で再開」が10%程度である。業種によっても大きく異なっており、例えば、除染や復興事業などに携わることが可能な建設業では「休業中」が15%であるのに対して、地域住民との関係性が特に深い小売業では「休業中」が53%となっている。



#### 図7 農地の営農再開状況(2019年3月時点)

また、避難指示等が発令された 12 市町村では、 農業が基幹産業であった市町村が多い。帰還困難 区域を除いて農地の除染が実施されたものの、 2019 年 3 月時点では、営農再開されている農地は 2010 年時点の農地の 8%にとどまっており、草刈 りなどの保全管理が行われている農地が 38%、帰 還困難区域内の農地が 18%、耕作放棄・無管理が 15%、他用途に転用された農地が 5%、その他が 15%である(図 7)。

東日本大震災および福島原発事故の発生によって失われた浜通り地域等の産業を回復し、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトとして福島イノベーション・コースト構想が進められている。具体的には、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙を重点分野として、産業発展を図ることがめざされているが、地元企業がこのプロジェクトに参画している事例は限られている。原子力産業とその関連産業が大きなウェイトを占めてきた浜通り地域において、これらに代わる産業

基盤の構築は必要だと考えられる。しかし、事業 所や営農の再開が円滑には進んでいない中にあっ て、誰のために、何を目的として、何を優先すべ きか、「イノベーション」の中身が問われている。

#### (5) 土地・建物利用

図8は、2017年3月末に避難指示が解除された 浪江町の中心市街地(約 160ha)における、福島 原発事故の発生直後の2011年3月時点、避難指示 が解除されてから半年後の2017年9月時点、避難 指示が解除されてから3年半後の2020年9月時点 の土地利用状況を整理したものである。浪江町は、 双葉郡8町村の中では最も人口が多く、商業機能 などの都市機能が集積していたまちであり、浪江 町役場は、住民の帰還を促すとともに、帰還した 住民の生活を支えるために、中心市街地を復興拠 点として位置づけ、生活環境の再整備を進めてき た。

福島原発事故の発生前と比べると、大きな変化は2つある。第一に、空き家の滅失に伴う空き地の増加である。福島原発事故の発生前には1,439棟の建築物が存在したが、避難指示の発令に伴って、すべてが空き家になった。6年にわたって避難指示が続き、空き家が荒廃したことから、現在、環境省が公費解体を行っている。避難指示が解除されてから、住民の帰還や事業所の再開が進むどころか、逆に復興事業によって家が壊されて空き地だらけになっていくという状況である。地震や津波などの自然災害の被災地では、一般的には土地や建物の被害は発災当初が最大であるが、原子力災害の被災地では、10年が経過しても土地や建物の被害が増加し続ける。

第二に、居住者や事業所の減少である。住民基本台帳によると、2011年3月には1,429世帯が居住していたが、2020年9月には156世帯に減少している。ただし、福島第一原発の廃炉作業、特定復興再生拠点区域での除染や家屋解体に従事する作業員などの一時滞在者が増加しており、2019年8月には帰還世帯数の約4倍の世帯が居住していることが確認されている<sup>29)</sup>。事業所については、

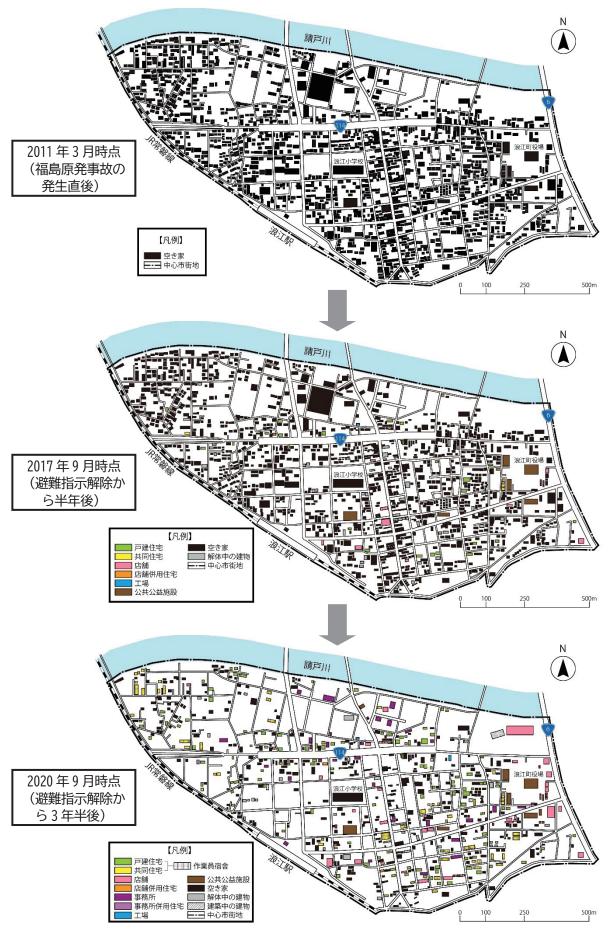


図8 浪江町の中心市街地における土地利用の推移

2009 年経済センサスによると 480 件存在したが、 2020 年 9 月には 119 件に減少している。しかし、 近年では、上記の作業員が勤務する建設業の事業 所が増加している。

以上は、浪江町の中心市街地における土地利用の状況であるが、特に、避難指示の解除が遅かった市町村では、同様の現象が生じていると考えてよい。

#### (6) 帰還住民の生活

上記の浪江町の中心市街地に帰還した住民を対象として、避難指示の解除から2年半後にあたる2019年8月に、訪問面接式のアンケート調査を実施した<sup>29)</sup>。調査の対象者は、中心市街地に帰還した全124世帯であり、調査票を回収できたのは50世帯である(回収率40%)。

この調査の結果によると、帰還しているのは、 避難や帰還に伴って世帯分離を経験した単身世帯 や夫婦世帯の高齢者が多く、若者や子どもの姿は ほとんどない(図9)。生活環境はどうかといえば、 図8から明らかであるように、多くの店舗、医療 機関、介護関連施設は閉まったままである。買い 物施設については、店舗が少しずつ増えているが、 帰還者は選択肢が限られていると考えている。医 療機関については、町立診療所と民間の歯科診療 所が1件ずつ存在するのみであり、介護関連施設 については、役場に地域包括支援センターが存在

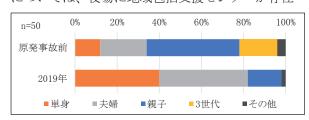


図9 世帯構成の変化

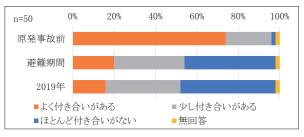


図10 近所づきあいの変化

するのみである(戸別訪問や見守りは社会福祉協議会が行っている)。こうしたことから、現在は自分で車を運転して他市町村に買い物に行ったり、病院に行ったりしているが、将来的に車を運転できなくなった場合の買い物や通院への不安感を抱えながら暮らしている高齢者が多い。

帰還者の多くは、住み慣れたところだからと、 長期におよんだ避難生活を終えて浪江町に戻って きたものの、帰還者そのものが少ないので、あま り近所づきあいもなく、孤独感を抱えながら暮ら している(図 10)。今後、浪江町で生活していく 上で必要なこととしては、医療・福祉機能の回復・ 整備、公共交通機関の回復・整備、周辺住民の帰 還、商業機能の回復・整備が多い。

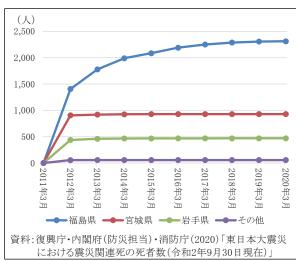


図 11 震災関連死の死者数の累計推移

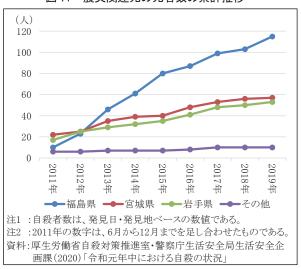


図 12 震災関連自殺者数の累計推移

#### (7) 震災関連死と震災関連自殺

2020年3月末現在、東日本大震災および福島原発事故の発生に伴う震災関連死の死者数は3,767人であり、そのうちの2,313人(61%)は福島県である(図11)。福島県では、直接死よりも震災関連死の方が多く、特に避難指示が発令された市町村で多い。津波被災地である岩手県や宮城県では、発災から1年後の2012年3月にほぼピークを迎えているのに対して、福島県ではその後も増加し続けている。震災関連死の死者の多くは高齢者であり、9割を占めている。福島県では、震災関連死が多いだけではなく、震災関連自殺数も多い(図12)。2019年12月末現在、震災関連自殺者数は235人であるが、そのうちの115人(49%)は福島県である。

このように、福島県において震災関連死や震災 関連自殺が多いのは、決して福島原発事故と無関 係ではない。避難生活が長期化する中で、心身の 疲労によって体調が悪化して死に至ったケース、 生きがいの喪失や先行きの不安から自殺に追い込 まれたケースなどが多い。震災関連死や震災関連 自殺は、復興の過程において発生した死であり、 復興政策のあり方によっては防ぐことができた可 能性のある死である。東日本大震災および福島原発事故からの復興に向けて39兆円もの予算が確保され、さまざまな事業が行われている。これまでの10年にわたって進められてきた福島復興政策とは、この膨大な復興予算にもかかわらず、震災関連死や震災関連自殺をとめることができない政策であったということである。

#### (8) 市町村の原子力災害からの復興に関する認識

2020年7月から9月にかけて、福島県内の全59市町村を対象として、原子力災害からの復興に関するアンケート調査を実施したところ、すべての市町村から調査票を回収することができた(回収率100%)<sup>30)</sup>。

この調査の結果によると、福島原発事故による被害の発生状況と被害の解消状況については、無回答の1市町村の除くすべての市町村が被害を受け、被害は今なお解消していないと認識している。原子力災害からの復興に関する課題については、全体では、「風評被害の払拭」が48市町村(81%)で最も多く、次いで、「農業・農地の再生」が36市町村(61%)、「林業・森林の再生」が34市町村(58%)で多い(図13) (13)。しかし、市町村によ

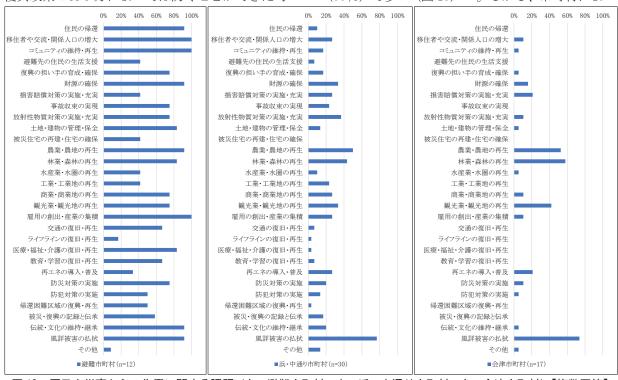


図13 原子力災害からの復興に関する課題(左:避難市町村、中:浜・中通り市町村、右:会津市町村)【複数回答】

って大きく異なっており、避難指示等が発令され た市町村(避難市町村)については、ほとんどの 項目を課題と認識している市町村が多い。

## 4. 原子力災害の復興計画と防災・減災都市計画

最後に、以上において分析してきた福島復興政 策の展開と福島復興の到達点を踏まえながら、原 子力災害の復興計画と防災・減災都市計画に関す る考察を行う。

#### (1) 原子力災害の復興計画

福島では、2020年度までの10年間にわたって、 除染の実施とインフラの復旧・再生を通じて避難 指示を解除することで、避難者が帰還することが 可能な法的・制度的な状態を創出し、避難者とい う存在を消滅させる政策が構築され、実施されて きた。言い換えれば、避難指示を解除すれば、避 難者が避難を継続する場合であっても法的・制度 的には避難者ではなくなるので、福島原発事故の 原因者である東京電力や国の責任は基本的には果 たされたこととされ、避難者の実態にかかわらず、 避難者支援や賠償を打ち切るという政策が構築さ れ、実施されてきた。こうして避難者は法的・制 度的には減少することになったが、避難指示が解 除された地域における居住率は全体的には 25% であり、避難指示の解除が遅かった地域では10~ 20%程度であって、ほとんどの被災者は避難し続 けている。「強制避難者」から「自主避難者」に変 化した避難者が多いということである。

避難者が避難元に帰還しない/できない要因は、 復興庁と福島県と市町村が共同で毎年度実施して いる住民意向調査の結果からも明らかである 31)。 例えば、廃炉や汚染水にかかわる問題が解決して いないなど、避難や恐怖・不安の直接の原因とな った原発事故が収束していないこと、放射能の自 然減衰によって空間線量率が大幅に低減したとは いっても、森林や河川などは除染が行われること なく手つかずのままであり、市街地などでも年間 追加被曝線量が1ミリシーベルトを超える地域が 少なくないことが挙げられる。また、浪江町の中

心市街地の例で見た通り、そもそも帰るべき自宅 がなく、医療・福祉施設や店舗などの生活インフ ラも十分には復旧・再生しておらず、雇用の場が 復旧・再生していないことが挙げられる。さらに、 これらの要因が重なって、帰還している住民がほ とんどいないことも挙げられる。長期にわたって 避難を強いられている間に、避難先で自宅を建て たり購入したりして生活基盤が確立されてしまっ たこと、避難先の方が生活利便性が高いことなど も挙げられる<sup>(14)32)</sup>。これらの要因の多くはすぐに 解消されるものではなく、これから帰還者が急激 に増加すると考えることは難しい。

避難元の自治体にとっては、自治体存続の危機 である。チェルノブイリ原発事故の最大の教訓は、 旧ソ連諸国では移住を基本とする政策が実施され たこともあって、「大きな原発事故は一瞬で町や村 をまるごと消滅させる」ということであった<sup>33)</sup>。 福島原発事故では、帰還を基本とする政策が実施 されてきたにもかかわらず、「大きな原発事故は遅 かれ早かれ町や村をまるごと消滅させる」との教 訓を得ることになりかねない状況である。こうし た中で復興に向けて進められていることは、「まち 残し」に向けた移住政策である。具体的には、2020 年6月に福島特措法が改正され、福島再生加速化 交付金(帰還・移住等環境整備)の移住・定住促 進事業が創設されることになった(15)34)。2020 年度 までの10年間には、復興事業は一貫して避難者の 帰還を促進することを目的として実施されてきた が、2021年度からは避難者の帰還の促進に加えて 新たな住民の移住の促進に向けて実施されること になった。住民が将来的には帰還することが可能 な法的・制度的な状態を創出することをめざして 復興政策が進められてきたものの、現実的には帰 還が進まないことから、新たな住民の移住による 「まちの復興」がめざされることになったのであ る。

しかし、復興とは、第一義的には被災者の生活 再建を指すはずである。広域かつ長期の避難を強 いられた地域では、多くの被災者は10年が経過し ても避難を余儀なくされており、また、避難元に 戻った少数の帰還者も生活環境が十分には復旧・ 再生していない中で暮らす被災者であり続けてい るのであるから、「まちの復興」に注力することと あわせて、あるいは、その前に、「ひとの復興」に 向けて、避難者と帰還者の双方の生活再建状況に ついて調査・検証を実施することが必要であると 考えられるが、これが実施されていないというの が実情である(16)35)36)。国、福島県、市町村は、避 難者と帰還者の双方の生活再建状況について調 査・検証を実施し、その結果に基づいて、被災者 の生活再建と被災地の再生に向けた取り組みを長 期にわたって行うことが求められている。

#### (2) 原子力災害の防災・減災都市計画

防災・減災都市計画とは、災害の教訓を計画論 に組み込んで、災害の防止または低減に向けた都 市づくりを行うための計画である。火事災害であ れば住宅の耐火性能の向上や道路の拡幅による延 焼遮断帯の整備、地震災害であれば住宅やインフ ラの耐震性能の向上、津波災害であれば防潮堤の 整備や高台への移転といったことが計画されるこ とになる。

原子力災害の場合はどうか? 放射能汚染に伴 う被曝を防止または低減するためには、距離、遮 蔽、時間の3つが肝要である。すなわち、放射性 物質から離れること、放射性物質と身体の間に遮 蔽物を置くこと、放射性物質の近くにいる時間を 短くすることが肝要であり、外部被曝防護の3原 則と呼ばれている(17)。これらのうち、防災・減災 都市計画の観点からは、特に原子力発電所の立地 規制とその周辺地域における土地利用規制によっ て、原子力発電所と住民との間の距離を確保する ことが重要である。そのためには、第一に、原子 力発電所の立地を決定する時点で、周辺地域に住 民が存在しない、または、少ないこと、第二に、 原子力発電所の立地を決定した後に、周辺地域に おける開発・建築を規制することによって、住民 の増加を抑制することが必要である。

わが国の原子力政策の黎明期には、原子力都市 計画法が構想され(18)37)、わが国初の商業用原子力

発電所である東海原発の設置に際しては、原子力 委員会に設置された都市計画小委員会によって、 周辺地域におけるグリーンベルトの整備や土地利 用規制の導入などをその内容とする答申が内閣総 理大臣に提出されたが、原子力政策を推進する意 向を持つ国、原子力発電所の立地に伴う都市の成 長を期待する茨城県や東海村の意向によって実現 には至らなかった38。そして、その後、原子力発 電所の立地規制と周辺地域における土地利用規制 が不在の「東海モデル」が全国に普及することに

福島原発事故の発生後にも、原子力発電所の立 地規制と周辺地域における土地利用規制を推進す る動きは見られないし、東日本大震災の津波被災 地で実施された災害危険区域からの防災集団移転 を促進するような原子力災害版の制度も創設され ていない。かえって、原子力規制委員会が 2013 年6月に決定した原子力発電所の設置許可等に関 する新規制基準では、既存の原子力発電所にも適 用するバックフィット制度が導入されたものの、 原子炉立地審査指針は新規制基準として採用しな いものとされた<sup>(19)39)40)</sup>。また、2012年9月に原子 力災害対策特別措置法が改正され、これに伴って 法定化された原子力災害対策指針に基づいて原子 力災害対策重点区域の拡大(半径5キロメートル 圏内の PAZ と半径 5~30 キロメートル圏内の UPZ) と同区域内の市町村における地域防災計画・避難 計画の策定などが行われることになったが、これ らは原子力発電所と住民との間の距離を所与のも のとする措置であり、また、地域防災計画・避難 計画は原子力発電所の設置許可等にかかわる法律 上の要件とはされなかったこともあって、それら の実効性に疑問が呈されている410。

わが国では、可住地が狭く、私有財産制のもと に人口が高密度に暮らしている中で、全国に約60 基の原子力発電所が設置されてきた。原子力災害 の場合、防災・減災都市計画という観点からは、 放射能汚染に伴う被曝を防止または低減するため には、原子力発電所の立地規制と周辺地域におけ る土地利用規制が重要であるが、福島原発事故の

発生後にもこれらを推進する動きは見られず、実 効性が不確かな地域防災計画・避難計画が策定さ れているのみである。すでにわが国の原子力発電 所の周辺地域には多くの住民が暮らしていること に鑑み、住民の避難を軸とせざるをえないとして も、福島原発事故と福島復興に関する総合的な検 証を行うとともに教訓を導き出し、土地利用、避 難施設、防災施設などを組み合わせた総合的な原 子力災害の防災・減災都市計画を確立することが 必要だと考えられる。

#### 【補注】

- (1)警戒区域および計画的避難区域の外で、事故発生後 1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推 定される地点では、特定避難勧奨地点が指定された。 2011年6月に伊達市の104地点(113世帯)、7月に 南相馬市の57地点(59世帯)、8月に南相馬市の65 地点(72世帯)と川内村の1地点(1世帯)、11月に 南相馬市の20地点(22世帯)と伊達市の13地点(15 世帯)、合計 260 地点 (282 世帯) が指定されたが、 2012年12月に伊達市と川内村、2014年12月に南相 馬市ですべて解除された。
- (2)12 市町村のうち、広野町は国の指示によらず、町が 独自に避難指示を発令した市町村である。
- (3)正式な法律の名称は、「平成二十三年三月十一日に発 生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の 事故により放出された放射性物質による環境の汚染 への対処に関する特別措置法」である。
- (4)事故収束宣言が行われる前の2011年9月には、原子 炉施設の安全性や空間線量率などの観点からの安全 性が確認されたとして、緊急時避難準備区域が解除さ れた。
- (5)福島県において供給された災害公営住宅には、3 つ の種類がある。地震・津波等の被災者向け、原発避難 者向け、帰還者向けである。このうち、原発避難者向 け災害公営住宅は、避難指示を受けている/受けてい た住民が、基本的には避難元の市町村とは異なる市町 村において、長期にわたる避難生活を安定して送れる ようにするために、主として福島県が整備する災害公 営住宅であり、「復興公営住宅」と呼ばれている。福 島原発事故の発生当初、「仮の町」構想が話題になっ たが、その議論の延長線上に整備されることになった 原発避難者の「仮の住まい」である。
- (6)一般的に、損害賠償は、侵害された権利・法益に対 して金銭的な填補を行うものであり、政府の意図とは

- 無関係であるが、福島原発事故の発生に伴う損害賠償 については政府が賠償に深く関与しており、賠償政策 というとらえ方が可能である。この点については、齊 藤 (2016) や除本 (2021) を参照。
- (7)「大熊・双葉ふるさと復興構想-根本イニシアティ ブー」は、初めて帰還困難区域における避難指示の解 除という方向性を示したものであり、しかも、居住制 限区域や避難指示解除準備区域などへの段階的な避 難指示区域の再編ではなく、一気に解除という方向性 を示したものであった。
- (8) ただし、与党である自由民主党と公明党の東日本大 震災復興加速化本部は、2021年7月に「東日本大震 災 復興加速化のための第10次提言」を公表し、特定 復興再生拠点区域外の帰還困難区域の地域について は、2020年代に、帰りたい思う住民が一人残らず帰 還できるよう、避難指示の解除に向けた取り組みを進 めるものとした。
- (9)2011年度から2020年度までの10年間における復興 関連予算の執行状況については、福島県に限ったデー タは公表されていない。福島県、岩手県、宮城県など の合計で、支出済歳出額は約38兆円であり、執行見 込額は39兆円である。
- (10)福島県の沿岸漁業および底びき網漁業は、福島原発 事故の影響により操業自粛を余儀なくされた。しかし、 福島県内の漁業協同組合は、2012 年度から、モニタ リング検査によって安全性が確認された魚種を対象 として、小規模な操業と販売を試験的に行い、出荷先 での評価を調査して、福島県の漁業再開に向けた基礎 情報を得るための「試験操業」を実施してきた。この 試験操業は2021年3月で終了になり、2021年4月か らは段階的な本格操業に向けた取り組みが始められ
- (11)2014年12月に施行された中間貯蔵・環境安全事業 株式会社法の第3条第2項に規定されている。
- (12) そもそも県外避難者数は福島県からの避難者数に 限られているという問題もある。福島県以外の都道府 県外避難者数は公表されておらず、不明である。
- (13)福島県は、南北方向に縦断する阿武隈高地と奥羽山 脈を境界とする3つの地方から構成されている。阿武 隈高地の東側に位置し太平洋に面する地方は「浜通 り」、阿武隈高地と奥羽山脈の間に位置する地方は「中 通り」、奥羽山脈の西側に位置する地方は「会津」と 呼ばれている。図13における「避難市町村」とは、 福島原発事故の発生に伴って避難指示等が発令され た浜通り地方と中通り地方に位置する 12 市町村、 「浜・中通り市町村」とは、避難市町村を除く浜通り

- 地方と中通り地方に位置する30市町村、「会津市町村」とは、会津地方に位置する17市町村を指している。
- (14)福島復興政策において、避難者とは、「東日本大震 災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居 に戻る意思を有するもの」と定義されている。「前の 住居に戻る意思を有するもの」の数を把握するために、 復興庁と福島県と市町村による住民意向調査では帰 還意向について調査している。しかし、その選択肢は 「戻りたいと考えている」「まだ判断がつかない」「戻 らないと決めている」というものなので、例えば、「戻 りたくても戻れない」と考えている者にとっては「戻 らないと決めている」を選択せざるをえない場合があ ると考えられる。このため、「戻りたいと考えている」 を選択した者のみを「前の住居に戻る意思を有するも の」とみなすことは、上記の定義とも実態とも乖離が 生じることになる。
- (15)移住・定住促進事業は、福島原発事故に伴って避難 指示等が発令された12市町村において、福島県外か らの新たな住民の移住を促進することで、復興・再生 のさらなる加速化を図ることを目的とするものであ る。大きくは自治体支援事業、移住支援事業、起業支 援事業から構成されている。自治体支援事業について は、福島県または市町村が支援対象として示されてい る13の取り組みに適合する形で施策を構築すれば、 市町村の場合は、単年度あたり 4 億円 (5 年間で 20 億円) までの交付金が交付されることになる。これに 対して、移住支援事業と起業支援事業は、交付金が個 人に交付されることになる。移住支援事業については、 福島県外からの移住者かつ就業者・起業者に対して最 大200万円を交付し、起業支援事業については、福島 県外からの移住者かつ起業者に対して最大 400 万円 を交付するというものである。いずれの事業も、就業 や起業が要件とされており、若年層や中年層の移住を 促す意図が込められている。
- (16) これまでのところ、公的機関としては唯一、新潟県が避難者の生活再建状況に関して調査・検証を実施しており、その調査・検証の結果によると、生活再建を果たしえていない避難者が少なからず存在する。
- (17) これに対して、内部被曝防護の3原則は、放射性物質を皮膚につけないこと、放射性物質を吸わないこと、放射性物質を口に入れないことである。
- (18)原子力都市計画法は、のちに内閣総理大臣になった中曽根康弘が構想したものであり、原子力都市計画法要綱が作成され、1959年の秋には原子力施設地帯整備法案と名称が変更されて法案が作成されたが、開発抑制側と開発推進側との関係者間での調整がつかな

- かったため、国会に上程されることはなかった。
- (19)原子炉立地審査指針は、原子力委員会が1964年に決定したものであり、例えば、立地審査の指針として、「原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」、「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」、「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」が定められている。原子炉立地審査指針は原子力委員会の内規という性格もあって、「ある距離」を具体的に示す数値が規定されることなく原子力発電所の立地審査が行われ、また、「『非居住区域』・『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内に包含されている」(原子力安全委員会(2003)「安全審査指針の体系化について」10頁)と解釈されてきた。

#### 【参考文献】

- 1)川﨑興太(2018)『福島の除染と復興』丸善出版
- 2)川崎興太(2021)「福島復興の10年間と復興期間後の 課題」、川崎興太編『福島復興10年間の検証-原子力 災害からの復興に向けた長期的な課題-』丸善出版、 7-45頁
- 3) 尾松亮 (2013) 『3・11 とチェルノブイリ法-再建への知恵を受け継ぐ-』 東洋書店、219 頁
- 4)原子力災害対策本部 (2011)「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」
- 5) 内閣府原子力被災者生活支援チーム (2013) 「帰還困 難区域について」
- 6) 東日本大震災復興対策本部 (2011)「東日本大震災からの復興の基本方針」
- 7) 閣議決定 (2011)「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針」
- 8) 福島復興再生総括本部 (2013) 「早期帰還・定住プラン」
- 9)原子力災害対策本部 (2013)「原子力災害からの福島 復興の加速に向けて」
- 10) 原子力損害賠償紛争審査会(2013)「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」
- 11) 齊藤誠 (2016) 『震災復興の政治経済学ー津波被災と 原発危機の分離と交錯ー』 日本評論社
- 12)除本理史(2021)「福島復興政策と賠償」、川﨑興太

- 編『福島復興10年間の検証-原子力災害からの復興 に向けた長期的な課題-』丸善出版、155-169頁
- 13) 原子力災害対策本部 (2015) 「『原子力災害からの福 島復興の加速に向けて』改訂」
- 14)福島県(2015)「応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅) の供与期間について」
- 15) 閣議決定 (2016) 「『復興・創生期間』 における東日 本大震災からの復興の基本方針」
- 16)復興大臣 根本匠 (2014)「大熊・双葉ふるさと復興 構想-根本イニシアティブー|
- 17) 原子力災害対策本部・復興推進会議(2016)「帰還困 難区域の取扱いに関する考え方」
- 18) 自由民主党・公明党 (2021)「東日本大震災 復興加 速化のための第10次提言~『復興・創生』の新たな ステージへ~」
- 19) 閣議決定(2019)「『復興・創生期間』における東日 本大震災からの復興の基本方針」
- 20) 閣議決定 (2019) 「『復興・創生期間』後における東 日本大震災からの復興の基本方針」
- 21) 閣議決定 (2021) 「『復興・創生期間』 後における東 日本大震災からの復興の基本方針(『第2期復興・創 生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本 方針)」
- 22) 復興庁(2021)「令和2年度東日本大震災復興関連予 算の執行状況について」
- 23) 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議(2019)「東京電力 ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止 措置等に向けた中長期ロードマップ」
- 24) 原子力規制委員会 (2021) 「福島県及びその近隣県に おける航空機モニタリングの測定結果について(令和 2年8月25日~10月30日測定)」
- 25)川﨑興太 (2021)「除染に関する課題と教訓ー福島原 発事故から 10 年目を迎えて一」『日本災害復興学会論 文集』第18号、1-10頁
- 26)福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害 状況即報1
- 27) 関西学院大学災害復興制度研究所ほか編(2015) 『原 発避難白書』人文書院
- 28) 福島県商工会連合会 (2019) 「避難区域内の経営実態 に関する商工業者アンケート(第二次)調査結果報告」
- 29) Kota Kawasaki (2020) Current Status and Issues of Residents and Areas Affected by the Fukushima Nuclear Disaster after the Lifting of Evacuation Orders: A Case Study of the Town Center of Namie Town, Fukushima Prefecture, Urban and Regional Planning Review, vol. 7, pp. 109-131

- 30)川﨑興太 (2021)「原子力災害からの福島の復興に関 する市町村の評価-復興の実態と復興政策に関する 検証を行うための基礎研究-『日本計画行政学会 計 画行政』(掲載決定済み)
- 31) 復興庁「原子力被災自治体における住民意向調査」
- 32)復興庁被災者支援班(2014)「[タイトルなし]全国 の避難者数調査に関する留意事項が記載された各都 道府県避難者数調査担当者宛ての事務連絡(2014年8 月4日付け)|
- 33) 今中哲二 (2013) 『放射能汚染と災厄-終わりなきチ ェルノブイリ原発事故の記録ー』明石書店
- 34) 復興庁原子力災害班 (2021)「福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) の移住・定住促進事業の取 扱いについて」
- 35) 新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響 に関する検証委員会(生活分科会)(2021)「福島第一 原子力発電所事故による避難生活への影響に関する 検証~検証結果~!
- 36) 松井克浩(2021)『原発避難と再生への模索-「自分 ごと」として考える一』東信堂
- 37) 中曽根康弘 (1960)「原子力都市計画法の構想」『都 市問題』第51巻第1号、3-10頁
- 38) 乾康代 (2018) 『原発都市-歪められた都市開発の未 来-』幻冬舎ルネッサンス新書
- 39) 原子力委員会 (1964) 「原子炉立地審査指針及びその 適用に関する判断のめやすについて」
- 40) 原子力安全委員会 (2003) 「安全審査指針の体系化に ついて」
- 41) 上岡直見 (2020) 『原発避難はできるか』 緑風出版